

「スマートみやぎ健民会議応援企業」登録事業実施要綱
～「スマートみやぎサポーター」登録制度～

(目的)

第1 この要綱は、「スマートみやぎ健民会議」の活動を支援する企業等をスマートみやぎ健民会議応援企業（以下「応援企業」という。）として登録する制度等について定めることにより、健康みやぎの実現を目指して産官学が連携し、全ライフステージを通じた切れ目のない健康づくりを推進することを目的とする。

(登録の対象)

第2 応援企業の対象は、宮城県内に所在地、支店又は事業所等の活動拠点（受付や調整を主たる目的とする活動拠点を除く。）を置き、宮城県内での活動実績がある企業、公益法人、特定非営利活動法人又は大学等の学術・研究機関等（以下「企業等」という。）とする。

ただし、次の各号に掲げる事項に該当する場合は対象としないものとする。

- (1) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）又は会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）による再生手続又は更生手続中の企業等
- (2) 県の指名停止措置を受けている企業等
- (3) 県税（地方消費税を含む。）を完納していない企業等
- (4) 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている企業等
- (5) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している企業等
- (6) その他県が適当でないと認める企業等

(登録の要件)

第3 応援企業は、「スマートみやぎ健民会議」の活動のうち、次の各号に掲げる事業に対して、人材、技術、情報、媒体又は物資等の提供により支援を行うものとする。

- (1) 身体活動・運動の実施及び継続に関する活動
- (2) 栄養・食生活の改善に関する活動
- (3) 正しい健康知識の普及啓発に関する活動

(登録の手続)

第4 応援企業として登録を希望する企業等は、スマートみやぎ健民会議応援企業登録申込書（様式第1号）及び自己申告書（様式第2号）を提出するものとする。

2 知事は、前項の申込書類を審査し、第2に定める各号に該当しないこと及び第3の要件に該当していることを確認した場合には、スマートみやぎ健民会議応援企業台帳（以下「台帳」という。）に登録する。

3 知事は、前項の規定による登録を行ったときは、登録された応援企業（以下「登録企業」という。）に対して、その旨を様式第3号により通知するとともに、名称、所在地及び取組

内容等を、県のホームページ等により公表するものとする。

(取組状況の報告)

第5 登録企業は、毎年度、4月から翌年の3月までの取組状況について、翌年の4月末日までにスマートみやぎ健民会議応援企業取組状況報告書（様式第4号）により知事に提出するものとする。

(登録内容の変更)

第6 登録企業は、登録内容に変更があった場合には、スマートみやぎ健民会議応援企業登録内容変更届出書（様式第5号）を速やかに知事に届け出なければならない。

(登録の取消)

第7 登録企業は、登録を辞退しようとするときは、スマートみやぎ健民会議応援企業登録辞退届出書（様式第6号）を速やかに知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項に規定する届出があったときは、登録を取り消し、台帳から抹消するものとする。

3 知事は、第2のただし書きに掲げる事項に該当するに至ったと認められるときは、登録企業の登録を取り消し、台帳から抹消することができるものとする。

(表示)

第8 登録企業は、「スマートみやぎ健民会議応援企業（スマートみやぎサポーター）」である旨を表示することができる。ただし、企業等名称とともに表示することとし、特定の商品名等とともに表示してはならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(庶務)

第10 この要綱に定める登録の事務は、保健福祉部健康推進課において行う。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月7日から施行する。